

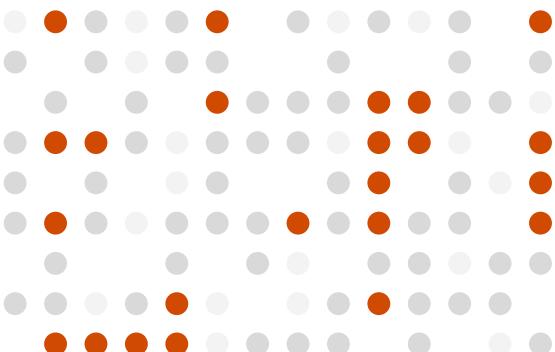
PwCマレーシア TaXavvy日本語版

2024年度税制改正案

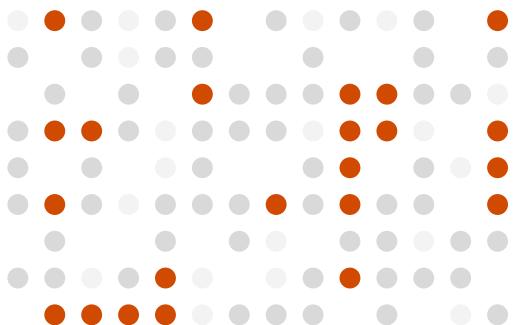
2023年10月13日



このTaXavvy日本語版では、2023年10月13日にアンワル首相兼財務大臣が公表した、マレーシアの2024年度税制改正案の概要をお伝えします。

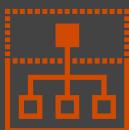


ハイライト



非上場株式の譲渡に係る キャピタルゲイン課税の導入

非上場会社株式の 譲渡に対する課税



株式取得日	税率
2024年3月1日前取得分	利益の10%、または 譲渡価額の2%
2024年3月1日以後取得分	利益の10%
(2024年3月1日以後適用)	

サービス税の課税強化



サービス税の税率の引上げ と課税対象の拡大



サービス税の税率が6%から8%に引き上げられます(飲食、通信、駐車場、物流に係るサービスは6%が適用)。また、物流サービスなど、課税対象のサービスの範囲が拡大されます。

(2024年3月1日以後適用)



e-Invoicing制度の 導入時期見直し



売上RM100百万超: 2024/8/1
売上RM25百万 - 100百万: 2025/1/1
その他の事業者: 2025/7/1

年間売上RM100百万超の事業者の導入時期が2024年8月1日に延期された一方、年間売上RM25百万超RM100百万以下の事業者は2025年1月1日、それ以外の事業者は2025年7月1日からの導入とされました。

(2024年8月1日以後適用)



グローバルミニマム課税の 導入(2025年)



グローバルミニマム 課税の導入

政府はグローバルミニマム課税について、2025年の導入を予定し、引き続き諸外国の動向を注視するとしています。



目次



キャピタルゲイン
課税
Page 4

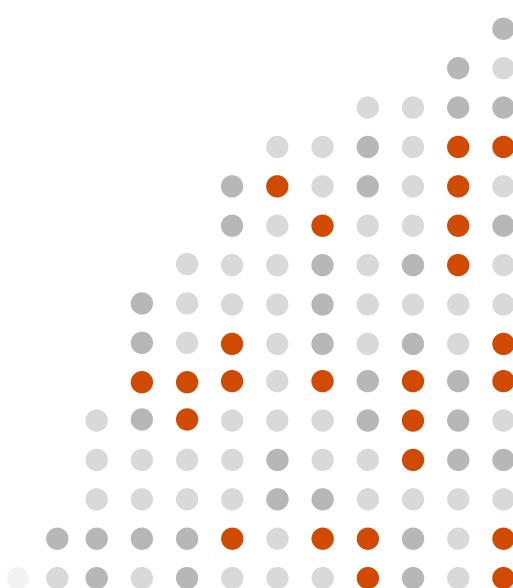
法人税
Page 7

税制優遇措置
Page 12

間接税
Page 18

個人所得税
Page 23

印紙税
Page 25



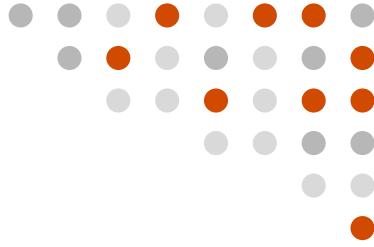


1

キャピタルゲイン課税



キャピタルゲイン課税



非上場株式の譲渡から生じるキャピタルゲインに対する課税

前回の2023年度予算案において、会社による非上場株式の譲渡に係るキャピタルゲイン課税の仕組みを導入することが公表されていました。今回、その税率や適用時期などが公表されました。

適用日

2024年3月1日以後

適用対象

課税対象資産

非上場会社の株式

課税対象となる主体

会社

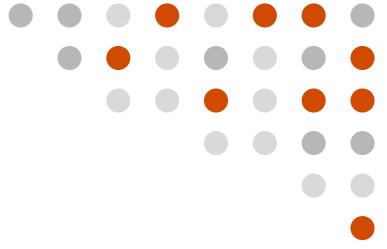
税率

株式の取得日	税率
2024年3月1日前取得分	純利益の10% または 謹渡価額の2%
2024年3月1日以後取得分	純利益の10%

キャピタルゲイン課税の免除

以下に関連する株式の譲渡から生じる利益に対しては、キャピタルゲイン課税が免除されます。

- ブルサ マレーシア (Bursa Malaysia)で承認されたIPOに伴う譲渡
- 企業グループ内で行われる組織再編に伴う譲渡
- ベンチャーキャピタル会社による譲渡



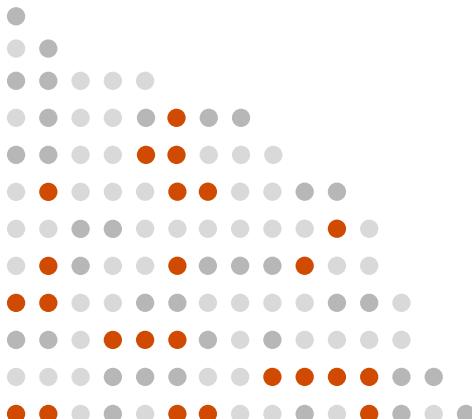
非上場株式の譲渡から生じるキャピタルゲインに対する課税（続き）

PwC コメント



予算演説で公表された内容は限定的であり、たとえば以下の点が依然として不明となっています。

- ・ 課税対象は、マレーシアの非上場会社の株式のみか、国外の会社の株式も含むか（EUの行動規範グループ（事業課税）の指針では、国外源泉所得を免税とする税制のもとではキャピタルゲインを課税項目のカテゴリーに含めることを求めており、当該指針に準拠することを志向するか）
- ・ 外国の会社によるマレーシアの非上場会社の株式の譲渡も課税対象になるか
- ・ キャピタルゲイン課税と不動産利得税の関係の整理（不動産利得税のもとでも、不動産主体会社（RPC）株式の譲渡は保有期間によって10%から30%の税率で課税されている）
- ・ 株式の譲渡から生じた損失の取扱い
- ・ 株式の評価方法
- ・ 株式の取得日や譲渡日の決め方
- ・ 別途の申告納税手続きの有無や時期
- ・ キャピタルゲイン課税のための新法を設けるか、既存の法律の中で規定を設けるか
- ・ 企業グループ内再編に伴う株式譲渡に係る課税免除の詳細 — 企業グループ内再編に伴う株式譲渡の場合は課税免除とされていますが、より具体的にどのような場合に「企業グループ内再編」に該当するかや、該当するとしても何らかの条件を付されるかどうかは現時点で不明となっています。したがって、2024年3月1日以降に企業グループ内の再編のための株式譲渡を予定している場合には、より詳細な情報を待つて課税関係を判断する必要があると考えられます。

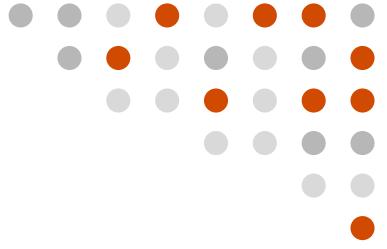




2 | 法人税



法人税



e-Invoice導入

内国歳入庁 (IRB)は先日、e-Invoiceの導入に向けて、2024年6月から順次導入を開始すると公表していました。

導入タイムライン(従来IRBより示されていたタイムライン)			
2024年6月1日	2025年1月1日	2026年1月1日	2027年1月1日
強制適用 年間売上/収益が RM100百万超 の納税者	強制適用 年間売上/収益が RM50百万超 RM100百万以下 の納税者	強制適用 年間売上/収益が RM25百万超 RM50百万以下 の納税者	強制適用 全ての納税者 および事業者でない者 による一定の取引
納税者は年間売上/収益に関わらず、自主的に早期導入を選択することも可能。			

(※年間売上/収益は、原則として2022課税年度の監査済財務諸表における金額で判定することとされています。)

この関連で、IRBは、2023年7月21日にe-Invoiceガイドラインの第1版を公表し、続いて 2023年9月30日に、以下の資料を公表しました。

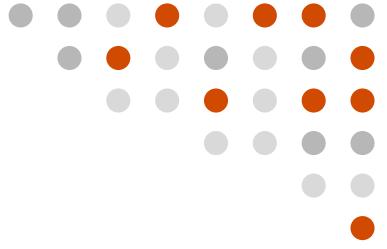
- e-Invoiceガイドライン第2版
- e-Invoiceの特定項目に係るガイドライン第1版
- e-Invoiceカタログ

今回、政府によって提案されたタイムラインは、以下の通り変更されています。

導入タイムライン(2024年度予算発表で提案されたタイムライン)	
2024年8月1日	2025年7月1日
強制適用 年間売上/収益が RM100百万超 の納税者	左記以外の納税者については、2025年7月1日より導入

※さらに、2023年10月に公表されたその後の IRBガイドライン等で、タイムラインが以下の通り変更されました。

導入タイムライン(2023年10月に公表されたIRBガイドライン等に基づくタイムライン)		
2024年8月1日	2025年1月1日	2025年7月1日
強制適用 年間売上/収益が RM100百万超 の 納税者	強制適用 年間売上/収益が RM25百万超 RM100百万以下 の納税者	左記以外の納税者については、 2025年7月1日より導入



グローバルミニマム課税(GMT)

政府は2024年度予算において、マレーシアで事業を行う多国籍企業が GMTの導入に対応するための想定スケジュールを公表しました。

2023年10月12日、内国歳入庁 (IRB)はGMTに関するウェブページを設置し、同ページで GMTに関する一般的な情報を提供しています。IRBは、マレーシアは GloBEルールにもとづいた多国籍トップアップ課税 (MTT)および、GloBEモデルの第10項で規定されている適格国内ミニマム課税 (QDMTT)を導入する考えであることを公表しています。

導入

政府は、2025年にGMTを導入することを想定しています。また、GMTの国際的な動向についても継続して注視するとしています。

適用対象となる多国籍企業

判定対象事業年度の直前の 4事業年度のうち少なくとも 2事業年度の連結財務諸表における年間売上高が 7億 5,000万ユーロ以上の適格多国籍企業のすべての構成事業体に適用されます。

背景

OECDの包括的枠組みのもと、140以上の国・地域が、経済のデジタル化から生じる課題に対処するために、2つの柱からなる対応策を制定することに合意しました。

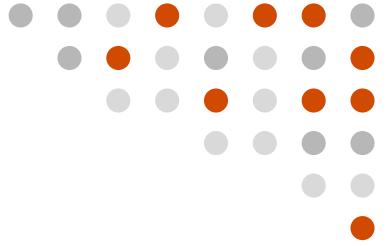
このうちPillar 2は、連結財務諸表における売上高が 7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対して、低税率の国・地域で発生する所得に対して最低 15%の実効税率を課す仕組みにより、グローバルで最低限の実効税率を実現するものです。

上記の合意後、EU加盟国、英国、韓国、イスラエル、日本、オーストラリアなど多くの国・地域で、グローバルミニマム課税を実現するための国内法の導入手続きを進めています。マレーシアの近隣諸国では、以下の国・地域が導入を予定しています

- シンガポール - 2025年
- 中国、香港特別行政区 - 2025年
- タイ - 2025年
- ベトナム - 2024年
- オーストラリア - 2024年

PwCコメント

- 2025年からの導入が示されましたが、もし最終的な法制化の段階で「2025課税年度」からの導入とされた場合には、2025年中に決算日を迎える年度からの導入になり、たとえば 3月決算の会社であれば 2025年3月期からの導入となる可能性もありますので、ご留意ください。
- 今回、GMTの導入時期を2025年とすること以外、マレーシアにおける制度詳細は明らかにされませんでした。今後、マレーシアが他国の動向を注視しつつ導入を進める一方、企業もそうした動向を見ながら対応を進めることが必要になります。



グローバルミニマム課税 (GMT)(続き)

GloBEルールとは

GloBEルールは、全世界で年間 7億5,000万ユーロ以上の売上高を持つ多国籍グループ企業のうち、世界的に合意された最低税率である 15%を下回って課税された利益に対して新たな課税権を与えるものです。

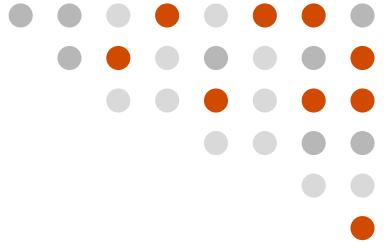
GloBEルールは、管轄国の実効税率と最低税率 15%との差額にトップアップ課税を適用するもので、以下の内容で構成されます。

- 所得合算ルール / Income Inclusion Rule (IIR): グループの最終親会社 (UPE)がマレーシアにある場合、マレーシアにトップアップ税額を徴収する権限を付与するもの
- 軽課税支払ルール / Undertaxed Profits Rule (UTPR): 低税率所得が IIR では徴収されない場合に、ある国の構成事業体から低税率国の事業体への支払いを損金不算入とすることにより、IIRを補完して低税率所得相当に対する徴税を行うもの

適格国内ミニマム課税とは

OECDのモデルルールでは、Pillar 2の一環として、各国が適格国内ミニマム課税 (QDMTT) を導入することが認められています。適格国内ミニマム課税により、各国の税務当局は、Pillar 2により発生する増分の税金を、最終親会社の所在地国で IIRによって納税するのではなく、自国での国内活動から発生する税金として徴収できます。

国内トップアップ税額は、GloBEルールとほぼ同じ基準で計算され、GloBEルールによる追加課税を防ぐことになります。GloBEルールと同様に、実効税率は国ごとで計算され、必要に応じて実効税率 15%までトップアップ課税することになります。



ESG関連支出の損金算入

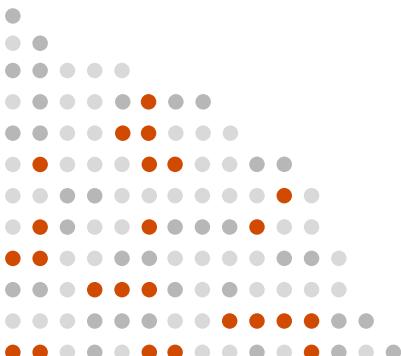
ESGへの準拠と税務ガバナンスへの取り組みを促進するため、以下の ESG関連支出について、各課税年度につきRM50,000を上限とする損金算入が認められます。

ESG関連支出の項目	内容
サステナビリティレポートフレームワーク	ブルサ マレーシア証券取引所に上場されている会社のESGレポーティングに係る費用
気候変動リスクマネジメントおよび気候変動シナリオに対する分析	マレーシア中央銀行の規制を受ける金融機関のESGレポーティングに係る費用
内国歳入庁(IRB)のタックスコープーレートガバナンスフレームワーク (TCGF)	TCGFに関するレポートの作成に係る費用
移転価格文書	移転価格文書の作成に係る費用
e-invoiceの導入	中小企業におけるe-invoice導入のためのコンサルテーションフィー
ESGに関連して必要となるレポーティング	財務省(MOF)が承認した機関に対するESGレポーティングに係る費用

(2024課税年度から2027課税年度に適用)

その他の主な改正案

- ICT機器やコンピュータソフトウェアの取得に係る税務上の償却率について、初年度20%+各年20%から、初年度40%+各年20%に変更されます(2024課税年度から適用)。
- 慈善活動を行う団体に認められる免税制度について、免税の条件が見直されます(2024課税年度より)。
- 一定のイスラム金融関連の事業を行うラブアン事業体に対して、ラブアン事業活動税の免税が5年間付与されます(2024課税年度から2028課税年度まで)。



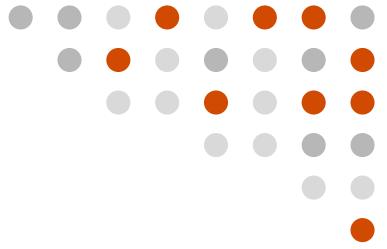


3

税制優遇措置



税制優遇措置



グローバルサービスハブ (GSH)に対する優遇措置

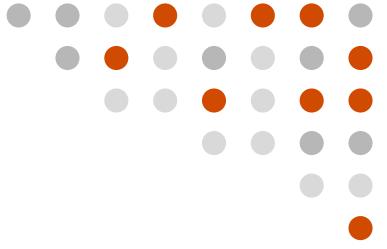
旧来の優遇税制であるプリンシパルハブは、2022年12月31日をもって打ち切られていきました。

今回、グローバルサービスセクターにおける主要地域としてのマレーシアの競争力維持のため、以下の通り、グローバルサービスハブに対する実績ベースの優遇措置が導入されます。

	新設会社		既存の会社			
	Tier 1	Tier 2	Tier 1	Tier 2		
免税期間(年)	5年 + 5年		5年			
税制優遇措置	税率 5%	税率 10%	所得の付加価値増部分に5%の税率	所得の付加価値増部分に10%の税率		
免税となる所得の種類	<ul style="list-style-type: none">i. サービスによる所得、またはii. サービスおよび販売による所得					
適格サービスと追加サービス	<ul style="list-style-type: none">以下の事業活動を実施i. 地域の損益/事業管理ii. 事業戦略の策定iii. 企業成長戦略の策定およびiv. 以下のサービスカテゴリーのうち2つの適格活動を実施:<ul style="list-style-type: none">a. 戦略的サービスb. ビジネスサービスc. シェアードサービスd. その他サービス					
条件 (実績ベース)	<ul style="list-style-type: none">i. 年間を通じた事業支出ii. 高付加価値業務でのフルタイムの雇用iii. 月給RM35,000以上のC-suiteiv. 現地の付帯的なサービスv. 高等教育機関/TVETとの協働vi. マレーシア人学生/国民に対するトレーニングvii. ESGの取り組みviii. その他、財務省(MOF)が決定した条件					

また、GSHの優遇措置が承認された新設会社の月給 RM35,000以上の要職/上級職の外国人 (3人まで)については、連続3課税年度において 15%の所得税率が適用されます。

(2023年10月14日から2027年12月31日までの間にMIDAにて受領した申請が対象)



税制優遇措置



新産業基本計画2030のもとでの再投資に対する優遇措置

新産業基本計画2030のもと、15年間の再投資控除の適用期間を終えた企業の生産能力向上と高付加価値事業への投資を奨励するため、以下のとおり実績ベースの投資税額控除(ITA)を交付することが提案されています。

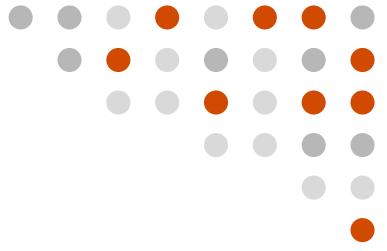
	Tier 1	Tier 2
適格資本支出のうちITA対象となる金額	100%	60%
法定所得と相殺できる割合	100%	70%

(2024年1月1日から2028年12月31日までの間にMIDAが受理した申請が対象)

PwCコメント

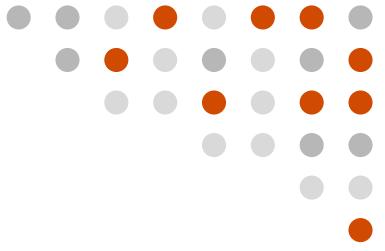
各Tierの達成のためにどのような条件が求められるか、たとえば売上や輸出の増加、生産性の向上やIR4.0への適応等が含まれるかどうかなどが、現時点では不明です。

税制優遇措置



環境技術(Green Technology)優遇税制の見直し

現行		提案		
	優遇措置	期間	2050年までに持続可能なカーボンニュートラル国家の実現を目指すため、環境技術優遇税制が以下のように見直されました。	
グリーンITA (GITA)	適格環境事業のための適格資本支出の100%の投資税額控除 (法定所得の70%まで相殺可能)	3年間	GITA / プロジェクト(事業としての実施) 適格活動	
グリーン 免税 (GITE)	適格環境サービス事業から生じる法定所得の70%の所得の免税	3課税年度	Tier 1 グリーン水素	適格資本支出の100%について投資税額控除 (法定所得の100%または70%まで相殺可能)
	太陽光発電のリース事業から生じる法定所得の70%の免税	最大10課税年度	Tier 2 I. 統合廃棄物管理 II. EV充電ステーション	適格資本支出の100%について投資税額控除 (法定所得の10%まで相殺可能)
(2023年12月31日までにMIDAが受領した申請が対象)		Tier 3 I. バイオマス II. バイオガス III. 小規模水力発電 IV. 地熱発電 V. 太陽光発電 VI. 風力発電		適格資本支出の100%について投資税額控除 (法定所得の70%まで相殺可能)
(2024年1月1日から2026年12月31日の間にMIDAに受理された申請が対象)				5年間

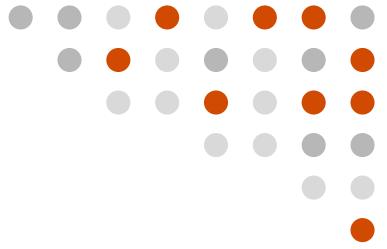


税制優遇措置

環境技術(Green Technology)優遇税制の見直し(続き)

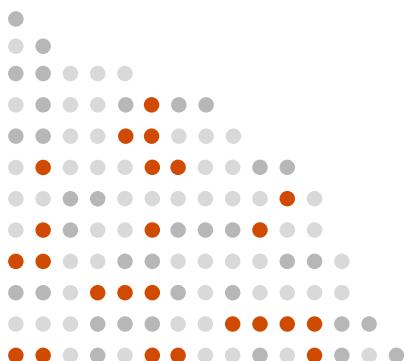
現行	提案	
GITA / 固定資産取得 (自社使用)		
適格活動	優遇措置	期間
<u>Tier 1</u> I. 財務省(MOF)に承認された適格資産リスト II. 蓄電エネルギー貯蔵システム III. グリーンビルディング	適格資本支出の100%について投資税額控除 (法定所得の70%まで相殺可能)	2024年1月1日から2026年12月31日までに発生した適格資本支出
<u>Tier 2</u> I. 財務省(MOF)に承認された適格資産リスト II. 再生可能エネルギーシステム III. エネルギー効率向上	適格資本支出の60%について投資税額控除 (法定所得の70%まで相殺可能)	
(2024年1月1日から2026年12月31日の間に、マレーシア環境技術・気候変動公社 (Malaysian Green Technology and Climate Change Corporation) に承認された環境技術対応資産の取得が対象)		
GITE / 太陽光発電のリース		
Tier (発電容量)	優遇措置	期間
3MW 超 10MW 以下	法定所得の70%の免税	5年間
10MW 超 30MW 以下		10年間
(2024年1月1日から2026年12月31日の間にMIDAIに受理された申請が対象)		

税制優遇措置



その他の主な改正/延長案

- ペナン地区に集積する電機電子セクターの更なる拡大のため、ペラ州のケリアン (Kerian)にハイテク産業の工業団地が設けられます。
- ジョホール州ペングランの統合石油コンプレックスの石油化学セクター企業に対して、特別税率または ITA の優遇措置が付与されます (適用日未定)。
- 農業・プランテーションセクターの外国人労働者への依存の軽減のため、自動化設備特別償却の優遇措置の対象に農産物セクターが加えられます (2023年10月14日から2027年12月31日の間にプランテーション農産物省が受理した申請に適用)。
- マレーシア保健省の承認を受けた民間の老人ホームについて、建物に係る税務上の年度償却率が 3%から10%に引き上げられます (2024年1月1日から2026年12月31日の間に発生した適格資本支出が対象)。
- EVの乗用車のレンタル費用に係る RM300,000を上限とする損金算入が 2年間延長され、2027課税年度まで適用されます。

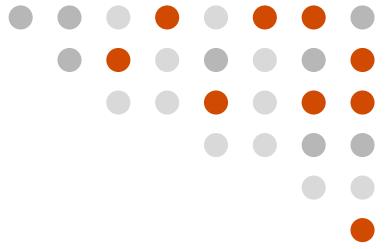




4 | 間接税



間接税



サービス税率の6%から8%への引き上げ

現行

サービス税の税率は6%です。ただし、クレジットカードおよびチャージカードの発行については、年間 RM25とされています。

提案

サービス税の税率が8%に引き上げられます。ただし、飲食、通信、駐車場、物流に係るサービスは、6%に据え置かれます。クレジットカードとチャージカードの発行については、変更ありません。

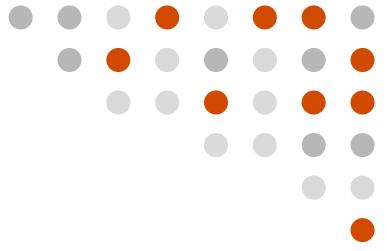
(2024年3月1日より適用)

PwC コメント

企業には以下の対応が求められます。

- 事業コスト増の影響の見極めや予算への反映
- 税率の変更時のシステム対応、請求書などの文書の様式や請求プロセスへの影響の把握と対応





サービス税の課税対象の拡大

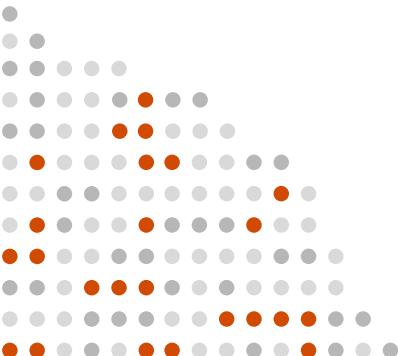
現行

- 現在、物流や配達のサービスにはサービス税が課せられていません。
- 金融サービスに関する仲介業務は、免税とされている株式取引に関するものを除き、サービス税の課税対象となっています。
- 金融サービスに関する引受業務はサービス税の課税対象となっています。
- カラオケにも、サービス税は課せられていません。

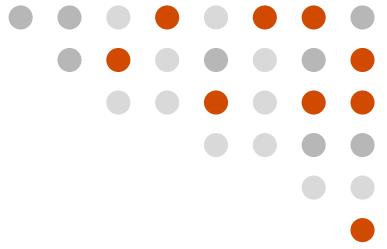
提案

課税対象の範囲に、物流 (logistics) サービス、配達 (delivery) サービス、仲介 (brokerage) サービス、引受 (underwriting) サービス、カラオケを含むとする改正案が出ており、サービス税の課税範囲が拡大されます。

(2024年3月1日より適用)



間接税



高額商品に対する課税

現行

現在、高額商品や奢侈品を対象とする特別な税金はありません。「奢侈品税」(Luxury Goods Tax)が前回の2023年度予算で提案されたものの、未導入となっています。

提案

一定金額を超える宝飾品や時計などの高額商品に 5%から10%の税率で課税する新税制が導入されます。

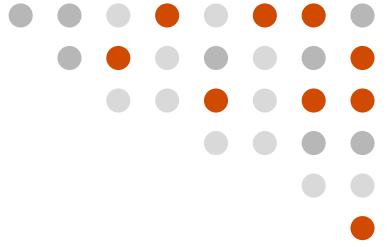
(適用開始日は未定)

PwC コメント

どの程度の金額のどのような商品に課税されるかは、確定していません。

観光産業への影響を考慮し、財務大臣は予算発表の中で、観光客が出国する際に還付を受けられる仕組みの導入に言及しています。





製造補助器具の輸入関税および売上税の免除

現行

1967年関税法と2018年売上税法のもとでは、製造補助器具の輸入および購入について、製造業者には輸入関税と売上税の免税措置はありません。

製造補助器具とは、製品の製造工程を迅速化、改善、補完、完了させるために製造工程で使用される物品で、製品の一部にならないものを指します。

提案

政府は、適格な製造業者に対し、製造補助器具の輸入および購入にかかる輸入関税および売上税の免除を付与します。一定の業種および品目カテゴリーが対象になります。

(2024年1月1日から適用)

その他の主な改正案

- ・ テーマパークの入場料などに課せられる 25%の娯楽税(Entertainment Duty)について、連邦直轄区における一定のカテゴリーのものについては、税率が 0%から10%に軽減されます (2024年1月1日から2028年12月31日までに財務省に申請)。
- ・ 一定の砂糖含有飲料に係る物品税が、1リットルあたりRM0.40から、1リットルあたりRM0.50に引き上げられます(2024年1月1日より)。

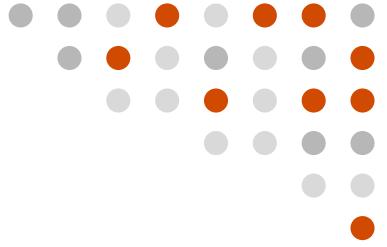


5

| 個人所得稅

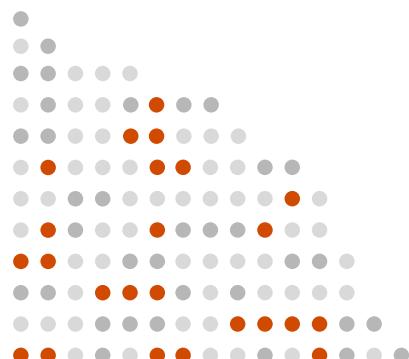


個人所得税



主な改正案

- 医療費控除の対象に、歯科医による歯の検査・治療費 (RM1,000まで)が含まれます (2024課税年度より)。
- 両親の医療・介護費用控除の対象に、両親の健康診断費用 (RM1,000まで)が含まれます (2024課税年度より)。
- RM2,500のライフスタイル控除の対象に、スキル向上のためのコース受講費用が含まれます。他方、スポーツ器具の購入やジム会費は対象から除外され、新設される「スポーツおよびスポーツ器具」控除に移行されます (2024課税年度より)。
- RM1,000を上限とする「スポーツおよびスポーツ器具」控除の対象には、スポーツ器具の購入やジム会費に加え、スポーツ施設利用費、大会参加費、1997年スポーツ促進法の登録団体のトレーニング費用が含まれます (2024課税年度より)。
- EV用充電設備の設置、レンタル、機器の購入、加入料等の費用に係る RM2,500の所得控除が、4年間延長されます (2024課税年度から2027課税年度まで)。
- 雇用主が支給する子育て手当に対する免税の上限額が、RM2,400 からRM3,000に引き上げられます (2024課税年度より)。
- 2年超のキャリアブレイクから復帰する女性の雇用所得に係る 12か月の免税の制度が、2025課税年度から2028課税年度までの期間に延長されます (2024年1月1日から2027年12月31日までにタレントコープに申請)。

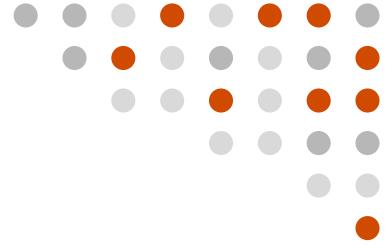


6

印紙稅



印紙税



現行

提案

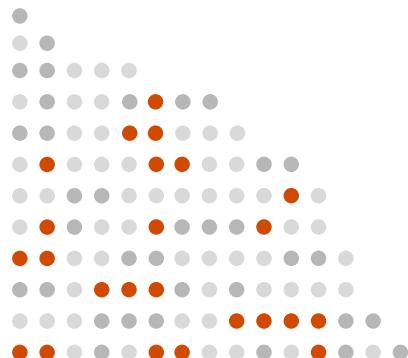
外国人または外国資本の会社による財産(不動産など)の取得に対する印紙税

マレーシアにおける財産(不動産など)の譲渡については、課税文書に以下の税率で印紙税が課せられています。

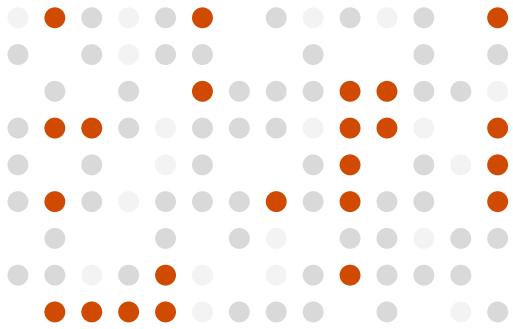
対価／時価 (いずれか大きい方)	印紙 税率
RM100,000までの部分	1%
RM100,001からRM500,000まで	2%
RM500,001からRM1,000,000まで	3%
RM1,000,001以上の部分	4%

マレーシアにおける財産(不動産など)の譲渡のうち、外国資本の会社または外国人(マレーシア永住権保持者を除く)による財産(不動産など)の購入については、それに係る課税文書に一律4%の印紙税が課せられます。

(2024年1月1日以降に実行される課税文書から適用)

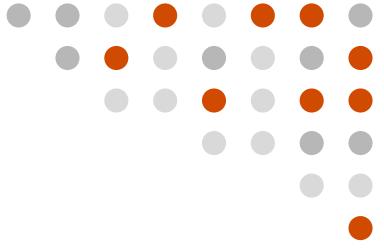


PwC Budget 2024 Seminar



	Kuala Lumpur	Johor	Penang
Date:	Thursday, 26 October 2023	Monday, 30 October 2023	Thursday, 9 November 2023
Time:	8:30am to 5:00pm	8:30am to 5:00pm	8:30am to 5:00pm
Venue:	Mandarin Oriental, Kuala Lumpur	DoubleTree by Hilton, Johor Bahru	Eastern & Oriental Hotel, Penang
Contact:	Fazlina Jaafar / Chow Xin Yi (03) 2173 3830 / 0267	Izyan Diyana / Hanisah Azman (07) 218 6058 / 6000	Ann Yew / Ong Bee Ling (04) 238 9291 / 9170
Email:	my_events@pwc.com	izyan.diyana@pwc.com / hanisah.azman@pwc.com	siew.lay.yew@pwc.com / bee.ling.ong@pwc.com
Online registration:			





Contacts

PwCマレーシア 日系企業コンサルティング・グループ (JBCG)

杉山 雄一 · Yuichi Sugiyama

(全体統括・会計監査・会計アドバイザリー・事業進出 /撤退支援・再編アドバイザリー)

Partner

yuichi.sugiyama@pwc.com

佐藤 祐司 · Yuji Sato

(税務全般統括)

yuji.sato@pwc.com

水本 賢一 · Kenichi Mizumoto

(税務全般)

kenichi.m.mizumoto@pwc.com

ラウ・ウェン・ワー · Lau Weng Wah

(事業進出/撤退支援)

weng.wah.lau@pwc.com

セリナ・タン · Selina Tan

(人事/組織支援)

selina.tan@pwc.com

武田 知紀 · Tomonori Takeda

(会計監査)

tomonori.takeda@pwc.com

井上 穣 · Jo Inoue

(会計監査)

jo.inoue@pwc.com

緩詰 真梨子 · Mariko Yuruzume

(移転価格)

mariko.yuruzume@pwc.com

新堀 周 · Shu Shinhori

(ディールアドバイザリー)

shu.s.shinhori@pwc.com

ラム・シュウ・ムイ · Lam Siew Mui

(税務全般)

siew.mui.lam@pwc.com

Taxavy is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2023 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.